

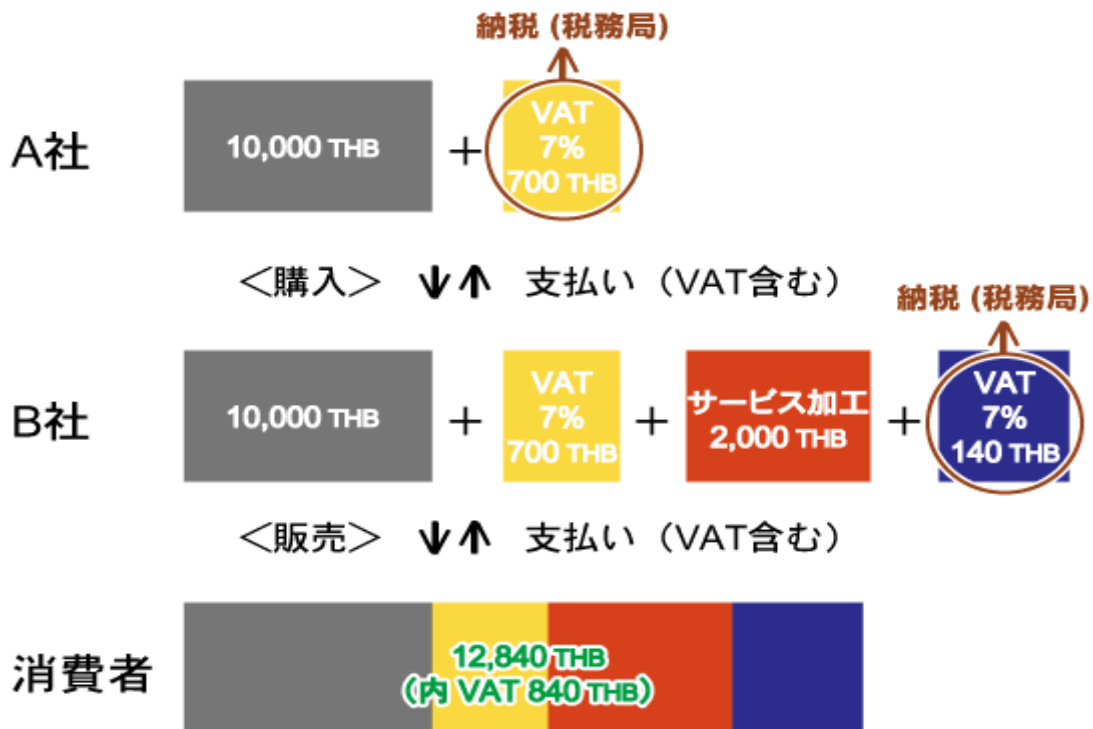
付加価値税 (VAT) について

注) タイ国家平和秩序評議会 (コーソーチャー) の 2014 年 7 月の発表により、付加価値税は 2015 年 9 月迄 7% のまま据え置かれます。注) 2015 年 7 月の発表で再度 2016 年 9 月迄 7% 継続とされました。

注) 2017 年 10 月の発表により再々度 2018 年 9 月迄 7% 継続とされました。

付加価値税 (Value Added Tax : VAT) とは、商品役務に付加された価値 (利益) に対し課税され、実質的には最終消費者が税負担者となる間接税ですが、これを生産、流通、販売の各部門でそれぞれ分担して納税手続きを行う制度です。現在タイ国内では 7% 課税されています (本来は 10% であるが 2014 年 9 月迄の特別措置による)。なお年間売上高が 180 万 THB に満たない企業は免税されます。また定められた事業では VAT が免税されています (農産物の販売、動物の販売、病院の医療、タイ国内運送業、定められた商品の輸入、商品役務の輸出等々)。通常の商取引には TAX INVOICE を発行しますが、TAX INVOICE 上には取引先の TAX ID 番号や支店番号を記載することとされました (2015 年 1 月 1 日より)。

付加価値税 (VAT) の課税算出方法の基本は以下の通りです。



*** B社のVAT納税額**

$$\begin{aligned}
 \text{納税額} &= \text{販売時課税額 (OUTPUT VAT)} - \text{購入時課税額 (INPUT VAT)} \\
 &= (700 + 140) - (700) \\
 &= 140 \text{ THB}
 \end{aligned}$$

当月分の OUTPUTVAT と INPUTVAT をまとめ翌月の 15 日迄に税務局へ納入します。また、マイナスの場合は還付請求を行います。(書式 PP30,36)